

新型コロナウイルス感染症で影響を受ける 中小・小規模事業者向け主な支援策

【2021.8.23時点】群馬県産業経済部

感染症対策営業時間短縮要請協力金

新型インフルエンザ等特別措置法第31条の6第1項、同法第24条第9項及び同法第45条2項に基づき営業時間の短縮要請に御協力いただいた事業者を対象に、協力金を支給します。

支給対象等	最新の情報は、県HPでご確認ください。 「群馬県感染症対策営業時間短縮要請協力金について」 https://www.pref.gunma.jp/cate_list/ct00005043.html	
問い合わせ	○8月7日(土)から9月12日(日)までの要請分について 感染症対策営業時間短縮要請協力金相談センター 電話番号：050-5444-6096 受付時間：午前9時から午後5時まで(土日・祝日含む) ○5月8日(土)から6月20日(日)までの要請分について 感染症対策営業時間短縮要請協力金コールセンター 電話番号：0570-077-370 受付時間：午前9時から午後5時まで(土日・祝日含む) ※備考：新型コロナウイルス感染拡大防止のため、対面での相談は行いません。	

月次支援金（飲食関連事業者等向け）【国】

2021年の4月以降に実施される緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う、「飲食店の休業・時短営業」や「外出自粛等」の影響により、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者等に月次支援金を給付し、事業の継続・立て直しやそのための取組を支援します。

※時短要請の対象でない飲食店（もともとの営業時間が20時前まで）も対象になります。

支給対象等	最新の情報は、経済産業省HPでご確認ください。 「月次支援金」 https://www.meti.go.jp/covid-19/getsuji_shien/index.html	
問い合わせ	月次支援金事務局 相談窓口 電話番号：0120-211-240 IP電話等からのお問合せ先：03-6629-0479（通話料がかかります） 受付時間：午前8時30分から午後7時まで（土日・祝日含む）	

感染症対策事業継続支援金【県】

まん延防止等重点措置及び緊急事態措置に伴う、「飲食店の休業・時短営業」や「外出自粛等」の影響により、売上が減少した事業者等に支援金を支給します。

※国の「月次支援金」の対象とならない、売上減少が30%以上50%未満である
県内中小法人・個人事業者等が対象です。

支給対象等	最新の情報は、県HPでご確認ください。 「群馬県感染症対策事業継続支援金について」 https://www.pref.gunma.jp/cate_list/ct00005321.html	
問い合わせ	○8月分・9月分について 感染症対策事業継続支援金コールセンター 電話番号：027-381-8590 受付時間：午前9時から午後5時まで（土日・祝日含む） ※備考：新型コロナウイルス感染拡大防止のため、対面での相談は行いません。	

経営安定に向けた融資制度（県）



金利の引き下げ、保証料補助あり

経営サポート資金「新型コロナウイルス感染症対策資金」

融資対象者	セーフティネット4号、5号、危機関連保証、伴走支援型特別保証に対応した要件を満たす個人事業主、中小企業者	
対象資金	経営の安定に必要な事業資金（設備資金・運転資金）	
	経営サポート資金 （新型コロナウイルス感染症対策資金B、C、Fタイプ）	経営サポート資金 （新型コロナウイルス感染症対策資金Gタイプ）
融資限度額	Bタイプ 6,000万円 Cタイプ 5,000万円 （うち運転3,000万円） Fタイプ 3,000万円	4,000万円
融資期間	Bタイプ 設備 10年以内（うち据置2年以内） 運転 10年以内（うち据置1年以内） Cタイプ 設備 10年以内（うち据置2年以内） 運転 7年以内（うち据置2年以内） Fタイプ 運転 10年以内（うち据置1年以内）	10年以内 （うち据置5年以内）
融資利率	年1.1%以内	年1.1%以内
保証料補助	県が1/2補助 ※令和3年4月1日から9月30日の間に融資実行したものが対象です	国が約3/4補助 ※令和3年4月1日から令和4年3月31日の間に融資実行したものが対象です
申込先	県内に本・支店がある銀行、信用金庫、信用組合	

相談窓口：経営支援課金融係 電話：027-226-3332 平日：8:30~17:15

納税の猶予制度等

新型コロナウイルス感染症の影響により、税を一時に納付することができないときは、法令等に基づき、申請により納税の猶予を受けることができる場合があります。

税の区分	相談窓口 （条件、申請に必要な書類等について相談できます。）
国税	国税局猶予相談センター 048-615-3007
県税	行政県税事務所
市町村税	市役所・町村役場の税務担当課

国相談先



県相談先



※市町村によっては、水道料金等の支払い猶予についても相談を受け付けています。

経営安定に向けた融資制度（国）



国で用意した資金繰り支援策（主なもの）について、以下のとおり紹介します。詳細及びその他の支援策については、経済産業省の支援策パンフレット（QRコードより参照）でご確認ください。

主な条件等	資金名等	概要	相談窓口
売上高5%以上減少	指定なし 新型コロナウイルス感染症特別貸付	・融資限度額 中小事業6億円、国民事業0.8億円 ・設備20年以内、運転15年以内、うち据置5年以内 ・要件により利子補給	日本政策金融公庫
	指定なし 危機対応融資	・融資限度額6億円 ・設備20年以内、運転15年以内、うち据置5年以内 ・要件により利子補給	商工組合中央金庫
	小規模事業者 新型コロナウイルス対策マル経融資（拡充）	・融資限度額1,000万円 ・設備10年（据置4年）、運転7年（据置3年）以内 ・要件により利子補給	日本政策金融公庫

雇用調整助成金の特例措置の拡充（厚生労働省）

緊急対応期間（令和2年4月1日から令和3年8月31日（予定）まで）、以下の特例措置が実施されます。

対象事業者	影響を受ける事業者（全業種）
対象労働者	雇用保険被保険者でない労働者の休業も含める
助成率（上限15,000円）	4/5（中小企業）・解雇等を行わない場合10/10（中小企業）
支給要件等	詳細は、QRコード（厚生労働省）からご確認ください。
相談窓口	・群馬労働局（職業対策課）027-210-5008 平日：8:30～17:15 ・ハローワーク ・学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター 0120-60-3999 9:00～21:00（土日・祝日含む）

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金

休業中に賃金（休業手当）を受けられなかった方に、支援金を支給します。（申請が必要です。）

対象者	令和2年10月1日から令和3年6月30日までの間に事業主の指示を受けて休業（休業手当の支払いなし）した中小企業の労働者の方
支給要件等	詳細は、QRコード（厚生労働省）からご確認ください。
相談窓口	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター 0120-221-276 受付時間：月～金8:30～20:00 土日祝8:30～17:15

雇用を守る出向支援プログラム（産業雇用安定センター）

雇用シェア（在籍型出向制度）を活用して一時的に休業している労働者の雇用を守ります。

対象事業者	新型コロナの影響により一時的に雇用過剰となった企業
対象労働者	雇用保険被保険者
支援内容	人手不足企業への出向のマッチングを無料で実施
相談窓口	（公財）産業雇用安定センター群馬事務所 027-255-2586 平日：9:00～17:00



群馬県ものづくり企業オンライン展示場 「GUNMA VIRTUAL EXPO」

国内最大級の常設オンライン展示場となる「GUNMA VIRTUAL EXPO（群馬県ものづくり企業オンライン展示場）」を活用し、県内ものづくり企業の優れた技術や製品のPR及びマッチングを支援します。

対象者	県内に本社、または生産・開発拠点を有する企業
掲載費用	無料
エントリー方法・締切	https://www.gunma-virtualexpo.jp/ (ページ下部の「出展をお考えの方へ」からお申込ください)
問い合わせ (地域企業支援課)	電話 027-226-3359 E-mail hanro@pref.gunma.lg.jp (平日: 9:30~17:15)



「地場産品商談サイト いっぴん!ぐんま」

県内地場産業企業と全国のバイヤーの商談のプラットフォームとなる「地場産品商談サイト いっぴん!ぐんま」を活用し、県内地場産業企業の販路開拓等を支援します。

対象者	県内に本社、または生産・開発拠点を有する地場産業企業 ※地場産業とは、「食品（食料品製造や県産農林水産物の加工食品等）」 「繊維」「木工・家具」「工芸品・雑貨」「その他サイトの趣旨に適した地場産業」のいずれか
掲載費用	無料
エントリー方法	以下サイトにアクセスし、「新規登録」からお申込みください。 【URL】 https://shoudan-gunma.com <input type="text" value="地場産品商談サイト いっぴん!ぐんま"/> <input type="button" value="検索"/>
登録	随時募集中
問い合わせ (地域企業支援課)	電話 027-226-3358 (平日: 8:30~17:15) メール jibasan@pref.gunma.lg.jp



ストップコロナ！対策認定制度

業界団体等が作成したガイドラインに基づき、**感染症対策を行った小売や飲食サービス業等を営む県内の事業者**を県が認定します。

対象者	業界団体等が作成したガイドラインに基づき、感染症対策を行った小売や飲食サービス業等を営む県内の事業者
申請期間	第6次受付（令和3年9月6日（月）～21日（火）） 第7次受付（令和3年10月5日（火）～19日（火）） 第8次受付（令和3年11月5日（金）～19日（金）） 第9次受付（令和3年12月6日（月）～20日（月）） ※第10次以降は、新型コロナウイルス感染症の感染状況に応じて決定
認定メリット	①認定ステッカー・ポスターのぼり旗でのPR ②ストップコロナ！対策認定店MAPサイトに店舗名、所在地等を掲載
認定の流れ	①対象事業者が「感染症対策」を実施 ②認定申請書をストップコロナ！対策認定制度事務局（株式会社JTB群馬支店内）へ提出 ③商工団体または県が店舗の「現地調査及び事前審査」を実施 ④県が、審査結果を基に認定
申請先	ストップコロナ！対策認定制度事務局（株式会社JTB群馬支店内） 【メール】 gunma-stopcovid19@jtb.com 【郵送先】 〒370-0045 群馬県高崎市東町9番地 ツインシティ高崎4階 株式会社JTB群馬支店内 【申請手続きについてのお問い合わせ】 電話 027-310-3062（平日：9:30～17:30）
問い合わせ （経営支援課）	電話 027-226-3342 E-mail keieika@pref.gunma.lg.jp FAX 027-223-7875 ※電話の集中を避けるため、メールでのお問い合わせにご協力願います。 ※事業の詳細、申請書様式等は、QRコードから確認できます。



【総合相談窓口】

感染症対策県内企業ワンストップセンター

電話、FAX、メールによる相談に、県職員が対応します（無料）

相談内容	支援金、資金繰り、雇用、自粛要請、受発注取引、技術開発、職業訓練などに関する事業者や従業員からの相談
相談窓口 （県産業政策課内）	電話 027-226-2731 FAX 027-223-7875 平日：8:30～17:15 メール kigyuu1@pref.gunma.lg.jp

このチラシの最新版を県ホームページからダウンロードできます。
(http://www.pref.gunma.jp/06/g01g_00041.html)

